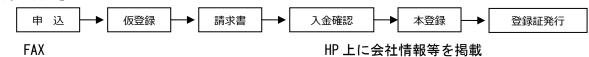
# ■一般社団法人 滋賀県木造住宅協会 会員登録種別および年間登録料

会員種別	資格	対象	支援内容	年間登録料
正会員	建設業許可業者および	JBN 連携団体会員所属また	滋賀県木造住宅協会	
	入会から5カ年以内に	は、JBN 直接登録の工務店	からの対象支援サー	36,000円
	許可業者となる事業者		ビス一式	
A 種賛助会員	当協会の目的に賛同	JBN 連携団体会員所属また	滋賀県木造住宅協会	
	し、協力、共存、共栄	は、JBN 直接登録の工務店を	からの対象支援サー	36,000円
	を図る関係事業者	支援する販売店・材木店	ビス一式	
B 種賛助会員	当協会の目的に賛同	メーカー・商社・協力団体	滋賀県木造住宅協会	
	し、協力、共存、共栄		からの対象支援サー	36,000円
	を図る関係事業者		ビス一式	
C 種賛助会員	当協会の目的に賛同	JBN 連携団体会員所属また	滋賀県木造住宅協会	
	し、協力、共存、共栄	は、JBN 直接登録の設計事務	からの対象支援サー	36,000円
	を図る関係事業者	所	ビス一式	

- ●お申し込みは随時可能です。
- ●他団体もしくは直接の JBN 会員にあっては年間登録料を 12,000 円とさせていただきます。

### 【登録の流れ】



#### ●注意事項

- ① 中途退会された場合は、一度納入された会費はご返却できませんのでご了承下さい。
- ② 更新登録をされない場合は会員資格を失い、再度登録の場合は改めて未納分年会費が必要となります。

(例:8月に更新せずに4月に再登録した場合は、4月分よりの年会費を頂きます。)

③ 更新案内より1ケ月以上ご連絡もなく会費未納の場合は、自動退会となり会員資格を失います。

## ■お問い合せ・お申込先:

#### 一般社団法人 滋賀県木造住宅協会 事務局

〒523-0015 滋賀県近江八幡市上田町 175

TEL: 0748-37-7185 FAX: 0748-37-6982 ( 担当: 横田・寺澤 )

E-mail: yokota@hakko-gr.co.jp HP: http://shiga-kinoie.com/